

ひなたゼロカーボン2050プロモーション事業業務委託仕様書

1 業務の目的

本県では、令和8年3月に改定した「第四次宮崎県環境基本計画」において、2050年までに県内の温室効果ガス排出を実質ゼロにする脱炭素社会を目指している。

本県の脱炭素社会実現に向けた動きを加速化していくためには、県民や事業者一人ひとりの行動が重要であり、様々な場面で地球温暖化対策に関する情報に触れ、正しく理解することで、気候変動に対する危機意識が醸成され、さらには地球温暖化対策に率先して取り組んでいくよう行動変容を促進する必要がある。

本業務では、脱炭素社会の実現に向けた訴求効果の高いプロモーションを実施することにより、県民や事業者の気運醸成や行動変容を促し、省エネ・省資源や再生可能エネルギー導入等の地球温暖化対策の取組を促進する。

2 業務の名称

ひなたゼロカーボン2050プロモーション事業業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 委託業務の内容

2050年脱炭素社会実現に向けて、「ひなたゼロカーボン2050」をキャッチフレーズとした県民や事業者の気運醸成や行動変容を促す効果的なプロモーションを企画・実施するものとし、提案の内容は、以下の実施例を参考とすること。

(1) 県民参加型イベント等の実施

- ・ 県民参加型の啓発イベントを県内で1回以上実施すること。
- ・ 実施場所は、宮崎県内全域を対象に幅広く検討した上で実施すること。
- ・ 特に「ゼロカーボン」に関する認知度が比較的低い10代～30代の県民に対して広くアプローチできるようイベントを企画すること。
- ・ 実施方法は、自ら主催するイベント又は既存イベントへの出展等、開催形式を問わない。実施の手法を選択した理由及び期待される効果を明確にし、本事業の目的を遂行する上で最適な計画を提案すること。(既存イベントの例：子育てに関するイベント、各種スポーツのキャンプ、来場者数が多く見込まれる大型フェス等)
- ・ 既存イベントへの出展に際しては、会場内に専用のブースを設け、必要に応じてスタッフを配置のうえ、運営及び啓発資材の配付等を行うこと。
- ・ 実施に当たっては「ひなたゼロカーボン2050」をキャッチフレーズとし、内容は地球温暖化対策につながるデコ活や気候変動適応に関するものとする。体験型若しくは参加型を主とすること。
- ・ 啓発資材は、各イベントで配布することを想定して、その種類や数量を提案し、作成すること。
- ・ ブースや会場内に掲示するポスター、立看板、のぼり旗等を作成すること。

(2) SNS等を活用した広報展開

- ・ SNSやウェブ広告、マスメディア等、県民や事業者により高い訴求効果が見込まれる媒体

を活用した広報を行うこと。

- ・ 県民の認知度向上に効果的と思われる広告用素材(画像または動画)を制作すること。
- ・ 制作に当たっては、配信媒体に応じたサイズ変更等の加工・編集等を行うこと。
- ・ 広告配信に係るターゲット設定は、10代～30代を中心に、県と協議の上、決定すること。
- ・ 広告配信先は宮崎県内とし、広告配信期間は、県と協議の上、決定すること。
- ・ 広告配信については、結果分析を行うこと。
- ・ マスメディアを活用した広報については、県内の幅広い世代に対して「ひなたゼロカーボン2050」を効果的に認知することを目的に広報を行うこと。
- ・ CM素材は、「2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業(令和4年度)」において制作した「ひなたゼロカーボン 県民篇」の活用も可能とする。

5 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託上限額

6,244,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、出演者に係る権利を除き、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の権利」という。)を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を仕様する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

7 成果品

(1) 業務完了報告書

(2) 本業務により作成した成果物及び完成データを記録したCD-R等

8 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。
なお、委託業務の内容については、企画提案により受託者が特定した後、県との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (6) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (7) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (8) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (9) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

9 問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課 環境政策・脱炭素推進担当

TEL : 0985-26-7084 FAX : 0985-26-7311

E-Mail : kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp